（別表）

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

利用を認める著作物							利用方法及び補償金の額	
No.	題号	著作者名	当該著作物が利用された形態（大学入試英語問題の区分）				利用方法（複製・翻訳・譲渡）	補償金の額（単位：円）
			大学名	年度	方式等	問題番号	教材名	
1	不明	不明	埼玉医科大学	2012	前期（１／29実施分）	４－Ａ	埼玉医科大学（医学部）	2,100
2	不明	不明	埼玉医科大学	2012	前期（１／29実施分）	４－Ｂ	埼玉医科大学（医学部）	2,100
3	不明	不明	埼玉医科大学	2012	前期（１／29実施分）	４－Ｃ	埼玉医科大学（医学部）	2,100
4	不明	不明	埼玉医科大学	2012	前期（１／29実施分）	５－Ａ	埼玉医科大学（医学部）	2,100
5	不明	不明	埼玉医科大学	2012	前期（１／29実施分）	５－Ｃ	埼玉医科大学（医学部）	2,100
6	不明	不明	埼玉医科大学	2012	前期（１／29実施分）	５－Ｄ	埼玉医科大学（医学部）	2,100
7	不明	不明	埼玉医科大学	2012	前期（１／29実施分）	５－Ｅ	埼玉医科大学（医学部）	2,100
8	不明	不明	武蔵野美術大学	2011	Ａ日程	１	武蔵野美術大学	2,100
9	不明	不明	武蔵野美術大学	2010	前期日程	１	武蔵野美術大学	2,100
10	不明	不明	奈良県立医科大学	2012	前期日程	３	奈良県立医科大学（医学部〈医学科〉）	1,050
							合計	19,950

○文化庁告示第二十八号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十五年三月二十九日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十五年六月十七日　　文化庁長官　近藤　誠一

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　別表参照　別表参照　別表参照

二　利用者の住所及び氏名　東京都渋谷区代々木四丁目五十九番三―七百一号　株式会社ティームプロダクション（代表取締役　奥村眞粧美）

三　利用方法　日本映画衛星放送株式会社が、ＣＳ及びＢＳ放送を行える番組として供給する。

四　補償金の総額　一〇五、八四〇円

（別表）

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

著作物の種類：言語の著作物（脚本）

利用方法：作品を日本映画衛星放送株式会社が、ＣＳ及びＢＳ放送を行える番組として供給する

放映期間：平成24年９月28日～平成27年８月31日

利用を認める著作物		補償金額（円）
著作物の題号	著作者名	
警視Ｋ　第１回	そのしあわせ、待った！	15,120
警視Ｋ　第４回	LiLi	15,120
警視Ｋ　第９回	オワリの日	15,120
警視Ｋ　第11回	その人は…ママ	15,120
警視Ｋ　第12回	ジス・イズ・ファミリー	30,240
警視Ｋ　第13回	マイ・シュガー・ベイブ	15,120
高際　和雄		
合計		105,840

○文化庁告示第二十九号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十五年三月二十九日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十五年六月十七日　　文化庁長官　近藤　誠一

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　不明　不明　別表参照

二　利用者の住所及び氏名　東京都目黒区駒場二丁目十九番二十三号　独立行政法人大学入試センター（理事長　吉本高志）

三　利用方法　当該法人のサーバーにおいて複製し、公衆送信及び公衆に伝達する。利用期間は平成二十四年十月一日から平成二十七年九月三十日までとする。

四　補償金の総額　八四、〇〇〇円